

質 問 に 対 す る 回 答

No.	質問区分	質 問 内 容	回 答	回答日
1	事業者募集に関する資料 15ページ 第2章1(2)	資格要件セ及びソについて、都市公園と類似した施設についてご教示ください。	例えば農業公園、民有公園、民有緑地及び遊園地等を想定していますが、提案内容を踏まえ、本市にて判断します。	5月28日
2	別添2-3	石組みの範囲についてご教示ください。	別添2-3の図・写真で示す正面南エリア中央部にある築山北側の石組みです。縁石の玉石は含みません。	5月28日
3	別添2-4	使いきれなかった敷石は、事業者が撤去・処分をするのかご教示ください。	名古屋市が整備区域から撤去する予定です。	5月28日
4	別添2-4	敷石の活用は、公募対象公園施設、特定公園施設どちらに活用してもよろしいかご教示ください。	敷石の活用は、本事業区域内であれば対象の制限はありません。	5月28日
5	事業者募集に関する資料 17ページ 第2章2(4)	個別に応募登録をしたのちに、他社とグループを組むことになった場合は、辞退届が必要かご教示ください。	グループの代表法人となる団体については、応募登録申込書の内容を変更し再度提出してください。個別に応募登録をしたのちに、他のグループの構成法人となる場合は、辞退届を提出してください。なお、辞退届の提出後に他のグループの構成法人となる場合、提出済みの応募資格確認書類のうち、変更の必要がない書類については、再度の提出を求めません。	5月28日
6	別添2-1 7ページ 2(1)ク	樹木の伐採は協議によると思いますが、提案時には伐採の計画を出しても問題ないのかご教示ください。	園内の樹木について伐採の計画を提案していただいて問題ありません。ただし、提出された計画が認定された場合でも、提出された計画の内容すべてが必ず実施できることを担保するものではなく、協議を進める中で、計画内容を変更していただく場合があります。	5月28日
7	事業募集に関する資料 6ページ 第1章8	名古屋市が主導で整備する内容について、時期・規模などの具体的な概要について、お聞かせください。	現時点でお示しできる予定は事業者募集に関する資料に記載のとおりです。	5月28日
8	事業募集に関する資料 13ページ 第1章13(2)	手続きの費用ですが、本来、市が支払うべき法的に妥当な事項があれば、市からお支払をいただくことはあるのでしょうか。	協議によります。	5月28日

質 問 に 対 す る 回 答

No.	質問区分	質 問 内 容	回 答	回答日
9	事業募集に関する資料 28ページ 第2章3(2)	評価の基準の項目ごとに、委員の採点の合計点数から、順位点をつけるのでしょうか。	各委員の採点の合計点数(400点満点)が高い順に順位点を付けます。例えば委員Aが提案aを300点、提案bを250点、提案cを280点とした場合、順位点は提案aが1点、提案bが3点、提案cが2点となります。	5月28日
10	事業募集に関する資料 5ページ 第1章7(4)	「竜ヶ池の再生(令和3年度以降工事着手予定)」の設計図書等のご提供は可能でしょうか。	提供の予定はありません。	5月28日
11	事業募集に関する資料 37ページ 第6章3(1)	無料無線LANの整備について、市からのセキュリティなどの条件はありますでしょうか。	整備に関する条件はありません。事業により取得した情報の取扱いについては、名古屋市情報あんしん条例等関係条例を遵守してください。	5月28日
12	事業募集に関する資料 18ページ 第2章2(5)	質疑に対する回答日は7/21までに回答すると記載がありますが、質疑の締切日7/7以前には回答をいただけないということでしょうか。早期に質疑を提出したものについては、早めの回答を希望致します。(例えば、質疑期間の設定を5/31までを1次、7/7までを2次と設定する等変更は可能でしょうか。)	質問に対する回答は、令和3年7月21日(水)までの期間において、随時名古屋市公式ウェブサイトにて公開いたします。	5月28日
13	別添2-1 3ページ 2(1)イ(イ)①	情報サービスとは、どのような事を想定されていますでしょうか。	季節の花やイベント、歴史的建造物の案内など、公園利用者のための情報サービスや、鶴舞公園及び周辺地域の交流と賑わいに資する情報サービスの発信・提供を想定しています。	5月28日
14	別添2-1 3ページ 2(1)イ(イ)①②	「飲食などを楽しむ」とありますが、何か規定されている事がありますでしょうか。	事業者募集に関する資料に記載のとおりです。	5月28日
15	別添2-1 15ページ 2(3)エ(イ)	任意の特定公園施設は「特定公園施設の整備に要する費用:246,700千円」に含まれているのでしょうか。	本市が負担する特定公園施設の整備に要する費用の対象は、必須とする特定公園施設に限りませんが、任意でご提案いただく特定公園施設について、提案内容の実施、本市の費用負担を保証するものではありません。	5月28日
16	別添2-1 16ページ 2(3)オ(エ)	休憩所に関して、正面南エリア及び秋の池エリアで合計40人分の利用ができればよいでしょうか。例えば、正面南エリアに20人、秋の池エリアに20人のように分割することは可能でしょうか。	必須とする特定公園施設としての休憩所について、利用人数の分割はできません。40人以上が利用できる設備の休憩所を1箇所以上整備してください。	5月28日

質 問 に 対 す る 回 答

No.	質問区分	質 問 内 容	回 答	回答日
17	別添2-1 4ページ 2 (1)エ	整備区域内に設置可能な建築面積に関して、各エリア、公募対象公園施設、特定公園施設等の面積設定の理由(根拠)をご教示ください。	整備区域における建築面積の設定根拠について、お示しすることはできません。	5月28日
18	様式20	「構造図、各階平面図、立面図、断面図、求積図等」とありますが、表記のある図面については、必須項目でしょうか。例えば、構造図が抜けている場合でも認められるのでしょうか。	すべての図面の記載を必須とするものではありません。	5月28日
19	様式20	様式20のみ、用紙サイズ、頁数規定の注意書きがありませんでしたが、規定ございますでしょうか。	様式20について、用紙サイズ、ページ数の規定はありません。	5月28日